

## 高齢者等ごみ出し支援事業の実施について

### 1 事業目的

高齢者等のごみ出しを支援することで、快適な家庭環境の保全及び公衆衛生の向上に資するほか、日常生活の負担を軽減し、もって高齢者等の福祉の増進に資することを目的とする。

### 2 事業内容

#### (1) 支援内容

日常生活に伴い家庭から排出される家庭ごみについて、ホームヘルプサービス等で分別されたものを、玄関先において戸別収集し、処分場まで運搬する。

#### (2) 収集対象の家庭ごみ

- ①燃やすごみ      ②燃やさないごみ  
③プラマーク製品   ④空カン   ⑤空ビン   ⑥ペットボトル   ⑦紙パック

#### (3) 収集方法

委託による戸別収集とし、世帯ごとに決めた曜日に週1回の収集とする。

#### (4) 安否確認

委託業者が収集時に家庭ごみが排出されていない場合に安否確認を実施し、確認ができない場合は市へ連絡し、市が個別に対応する。

### 3 対象者

#### (1) 要件

市内に居住し、次の①～④のいずれかに該当する者のみで構成される世帯に属する者のうち、ホームヘルプサービス（介護保険法に基づく訪問介護、小規模多機能型居宅介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護又は重度訪問介護）を現に利用し、かつ、ごみステーションまで家庭ごみを排出することが困難な者。

- ①65歳以上の高齢者で、介護保険法の規定により要介護認定において要介護1以上の認定を受けた者

- ②身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級に該当する者
- ③療育手帳の交付に関する規則(京都府)の規定により療育手帳の交付を受け、障害の程度がAに該当する者
- ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級に該当する者

(2) 利用見込世帯数

120世帯程度(令和7年度)

4 利用料

無し

5 利用手続き



6 委託経費

債務負担行為

限度額：87,000千円

期間：令和6年度～令和11年度(令和7年4月から事業開始)

※令和6年第3回定例会において上程

7 今後の予定

令和6年10月 介護サービス等事業所への説明  
 11月～ 収集委託業者の選定(入札・契約)  
 広報等で周知  
 申請受付・現地調査・審査・決定  
 令和7年 4月 事業開始